

# 工事請負契約等に係る入札参加停止解除

下記業者に対する、入札参加停止措置を解除しました。（1件1社）

## 1 入札参加停止解除の内容

労働者派遣法違反で逮捕された有資格業者の役員が不起訴処分となったことが、入札参加停止要綱第4条第6項（入札参加停止の期間の特例）に該当する。

## 2 措置対象業者

項目	措置対象業者
商号	清水工業 株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 清水 正樹
本店所在地	御前崎市佐倉 3609-1

## 3 入札参加停止の理由

中部電力浜岡原子力発電所の建設工事に、平成28年12月19日から平成29年1月23日の間、自社が雇用した3人を御前崎市の別の建設会社に計36回違法に派遣し、掘削などの建設作業に従事させた、労働者派遣法違反（禁止業務への派遣）の疑いで、平成30年11月21日に静岡県警が代表取締役を逮捕したため、平成30年12月5日から1か月の入札参加停止措置を講じたところであるが、同12月11日、当該容疑について静岡地検が不起訴処分とした。

## 4 入札参加停止の解除日

平成30年12月12日

(参考)

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第4条第6項

措置要件
知事は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内